

75歳以上の方へ「後期高齢者医療制度」その3

「後期高齢者医療制度」の医療サービスなどについて、お知らせします。

【医療給付の種類】
受けられる給付は、これまでの老人保健制度とほぼ同様です。

後期高齢者医療制度で受けられる給付

こんなとき	こんな給付
病気やけがの診療を受けたとき	かかった医療費の9割（7割）が給付されます。自己負担は1割（3割）です。
訪問介護サービスを受けたとき	かかった費用の9割（7割）が給付されます。自己負担は1割（3割）です。
やむをえず医療費を全額自己負担したとき	申請して認められると自己負担分以外が支給されます。
入院したときの食事代	定められた自己負担分以外が支給されます。
療養病床に入院したとき	食費と居住費の定められた自己負担分以外が支給されます。
1か月の自己負担額が高額になったとき	申請して認められた自己負担限度額を超えた分が支給されます。〔表1〕
年間の医療費と介護利用料が高額になったとき	医療費の自己負担額と介護サービス利用料の合算額（年額）が世帯限度額を超えた分支給されます。〔表2〕

※その他にも、移送費や葬祭費などの給付があります。現役並み所得者は（ ）になります。

〔表1〕

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+1% (44,400円 ^②)
一般の方々	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※2	8,000円	15,000円

③過去12ヵ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降が44,400円になります。

〔表2〕

〔毎年8月1日～翌年7月31日〕

	後期高齢者医療制度の被保険者 と介護保険の被保険者
現役並み所得者	670,000円 (890,000円)
一般の方々	560,000円 (750,000円)
低所得者Ⅱ	310,000円 (410,000円)
低所得者Ⅰ	190,000円 (250,000円)

◎平成20年度は、4月1日～翌年7月31日までの合算額が（ ）内の限度額を超えた場合、対象になります。

※現役並み所得者
課税所得145万円以上で、さらに単身世帯で383万円以上の収入、又は複数世帯で520万円以上の収入のある方

※低所得者
非課税世帯が低所得者Ⅱ、非課税世帯で各世帯の所得がゼロの場合が低所得者

【保険証】
後期高齢者医療制度の保険証（被保険者証）は、3月末日までに郵送しますので、届かなかつた場合や住所・氏名等記載内容に誤りがある場合はご連絡ください。

◎国民健康保険の保険証とは別に送られます。

■口座振替が便利です
年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は、納付書で保険料を納めていた
だくことになりません。

保険料の納め忘れがなく、手間も省けて便利な口座振替がおすすめです。次のものを持参して、金融機関でお申し込みください。

- ・納付書
- ・預金通帳
- ・通帳の届出印

◆問い合わせ
住民課国保年金班
☎043(223)0075
千葉県後期高齢者医療広域連合

出産育児一時金の受取代理制度が始まります

4月から出産育児一時金(35万円)の受取代理制度が始まります。

この制度を利用すると、出産費用が40万円かつた場合病院への支払いは5万円で済み、被保険者の窓口負担を軽減することができます。

■対象者

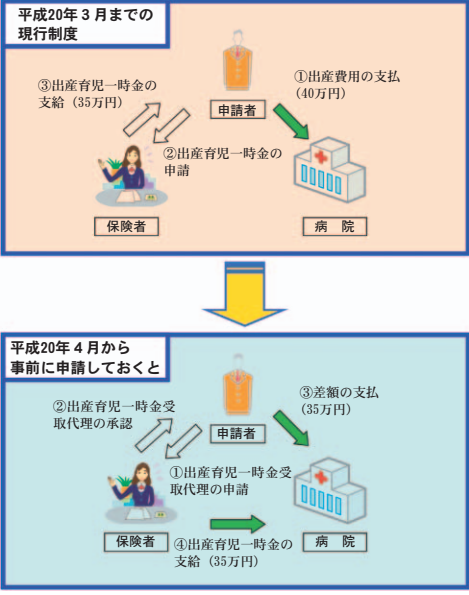
- (1) 町の国民健康保険に加入している方
- (2) 国民健康保険税を滞納していない世帯
- (3) 出産予定日が1ヶ月以内

※出産育児一時金の受取代理制度を利用するには事前に申請が必要です

■申請時に必要なもの

- (1) 被保険者証
- (2) 印鑑
- (3) 世帯主名義の預金通帳（郵便局を除く）
- (4) 母子手帳または出産予定日を証明するもの

(例) 出産費用が40万円かかった場合



◆問い合わせ
住民課国保年金班
☎043(223)0075